

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇教委規則 鳥取縣教育委員會事務局組織規程の一部改正
- 鳥取縣教育委員會事務局處務細則の一部改正

## 教委規則

鳥取縣教育委員會事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する

昭和三十年四月一日

鳥取縣教育委員會委員長 三木 順 治  
鳥取縣教育委員會規則第二號

鳥取縣教育委員會事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取縣教育委員會事務局組織規程(昭和二十七年四月鳥取縣教育委員會規則第二號)の一部を次のように改正する

第三條中「一室五課」を「六課」に「一委員室」を「一庶務課」に「四指導調査課」を「四指導課」に「六健康教育課」を「六体育保健課」に改める。

第四條中「室、」を削る。

第五條第二項中「室長、」を削る。

第七條の見出し「室」を削る。

第七條中「室、」を削り「委員室」を「庶務課」に「九、地方教育委員會の連絡に關すること」を「九、教育職員」の福利厚生その他に關すること。」に改める。

第七條學事課第六号中「福利厚生」を削り第九號の次に

次の一号を加える。

十 地方教育委員會の連絡に關すること。

第七條中「指導調査課」を「指導課」に、「健康教育課」を「体育保健課」に改める。

第八條第一項中「鳥取市東部支所 鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡」を削る。

第九條中「室、」を削る。

第十一條の見出し中「室員」を「課員」に改める。

第十一條中「室」を削る。

附 則

この規則は公布の日から施行する。但し第八條第一項の改正規定は、昭和三十年六月一日から適用する。

鳥取縣教育委員會事務局處務細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取縣教育委員會委員長 三 木 順 治

鳥取縣教育委員會規則第三號

鳥取縣教育委員會事務局處務細則の一部を改正する規則

鳥取縣教育委員會事務局處務細則(昭和二十四年三月鳥取縣教育委員會規則第七號)の一部を次のように改正する。

第二條中「室に室長、」を削る。

第三條第二項中「室長、」及び「室、」を削る。

第四條の表中決裁すべき者の欄中「室長、」を削る。

決裁の順序の欄中第一次のうち「室長」を「庶務課長」に第二次のうち「室長」を「庶務課長」に改める。

第八條中「室長」を削り、「室各課共通」を「各課共通」に、「課(室)」を「課」に「委員室」を「庶務課」に「指導調査課」を「指導課」に「健康教育課」を「体育保健課」に改める。

第九條第二號中「室、又は」を削る。

第十條中「委員室」を「庶務課」に改め「室長及び」を削る。

第六號中「室長又は」及び「室長及び」を削る。

第十二條中「室長及び」を削る。

第十三條中「室長」を削り「委員室」を「庶務課」に改める。

第十四條中「室、又は」を削る。

第十六條中「委員室」を「庶務課」に改める。

第十七條第二項中「室長又は」を削る。

第二十條中「室長名」及び「室名」を削る。

第二十四條中「委員室長」を「庶務課長」に改める。

第二十五條中「室、又は」を削る。

第二十六條中「委員室長」を「庶務課長」に改める。

第二十七條中「室、又は」を削る。

第二十九條中「室長及び」を削る。

第三十條第一項中「委員室」を「庶務課」に改め同項第一號、第二號、第三號及び、第四號中「室、又は」を削る。

る。

第三十一條第四號中「室、又は」を削る。

第三十五條第一號中「委員室」を「庶務課」に改める。

第三十八條中「委員室」を「庶務課」に改め、「室、又は」を削る。

第四十三條中「委員室」を「庶務課」に改める。

第四十五條中「室、又は」を削る。

第四十六條中「委員室長」を「庶務課長」に改める。

第四十八條中「室、及び」を削る。

第四十九條第二項中「室長又は」を削る。

第五十八條中「委員室長」を「庶務課長」に改める。

第六十二條中「室長又は」を削る。

第六十九條中「委員室長」を「庶務課長」に改める。

第七十條中「委員室長」を「庶務課長」に改める。

第七十一條中「委員室」を「庶務課」に改める。

七十二條第三號中「委員室長」を「庶務課長」に改め、第四號中「室長又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取縣鳥取市東町鳥取印刷所